

信託口座「eダイレクト預金〈家族信託預金特約〉」について

【eダイレクト預金〈家族信託預金特約〉について】

この預金口座は、当社のインターネット取引専用預金「eダイレクト預金」に〈家族信託預金特約〉を付したものです。

申し込みにあたっては、事前に当社ウェブサイトの「eダイレクト預金取引規定」「eダイレクト普通預金規定」「eダイレクト普通預金商品説明書」で申込条件や利用方法などをご確認ください。

なお、〈家族信託預金特約〉により利用いただけない取引や信託口座としての特徴等もあります。

ご利用にあたっての主な留意事項を記載しますので、以下ご確認ください。

また、【口座開設の流れ、必要書類等】は次ページにてご確認ください。

《口座開設手数料》

1口座につき55,000円（消費税込み）

《ご留意事項等》

1. 本口座はインターネット取引専用預金口座です（詳しくは上記の規定、商品説明書をご確認ください）。

- ・取引や各種照会はインターネットで手続きしていただきます。
- ・キャッシュカードや通帳、証書を発行しません。
- ・次のサービスは取り扱いしていません。
 - ・公共料金、クレジット代金などの自動支払い
 - ・年金、配当金などの自動受取
 - ・現金、小切手などの証券類の受入・払出し

2. 「ダイレクト預金」「eダイレクト金銭信託」「投資信託」取引は行えません。

3. 本口座の預金は受託者個人名義の付保対象預金等と名寄せされます。

4. 口座名義は下記例のとおりです。フリガナ名は受託者の氏名です。

口座名義例)	フリガナ名	スズキ	ジロウ
	漢字氏名	委託者 鈴木太郎	受託者 鈴木次郎

- ・他金融機関から信託口座へ振り込みをする場合、受取人名にフリガナ名を指定してください。
- ・信託口座から振り込みをする場合、振込先の口座名義が信託口座のフリガナ名と同一であれば本人名義の振り込み扱いになります。
- ・振込指定日1日当たりの振込上限金額は次のとおりです。
 - A.本人名義の口座…5,000万円 B.本人名義以外の口座…100万円
 - A・Bを同日に指定する場合は、合計5,000万円

5. 同一名義人での口座開設は1件です。

例) 信託契約1 委託者A 受託者B
信託契約2 委託者A 受託者B

上記の場合、口座名義が委託者A受託者Bの口座は1つしか開設することができません。

6. 当該口座から「eダイレクト定期預金」「eダイレクト2週間定期預金」も利用いただけます。

詳しくは当社ウェブサイトの「eダイレクト定期預金規定」「eダイレクト定期預金商品説明書」「eダイレクト2週間定期預金商品説明書」をご確認ください。

お問い合わせ

オリックス銀行 家族信託サポートデスク

0120-085-313

受付時間9：00～17：00（土日祝および12/31～1/3休）

【口座開設の流れ、必要書類等】

口座開設に際しては当社所定の審査を行います。審査結果によっては開設できない場合もありますのでご了承ください。

<p>事前審査 申込受付</p>	<p>事前審査申し込みに際し、以下の書類をご提出ください（事前審査には2週間程度かかります）。</p> <p><提出いただく書類></p> <p>1.事前審査申込書（「受託者によるeダイレクト預金〈家族信託預金特約〉取引に関する事前申込書」）</p> <p>2.信託契約書 契約書が公正証書化されていない場合→公証役場と最終調整済みの信託契約書案 既に契約書が公正証書化されている場合→公正証書化された信託契約書（写し） ※専門士業により作成された信託契約書に限ります。 ※信託契約において、後任受託者の定めは必須です。</p> <p>3.家系図等 様式は問いませんので、委託者の相続人や信託契約上の関係者の内容を把握できる資料をご提出ください（委託者との続柄、年齢も記載してください）。</p>
<p>事前審査結果 の連絡</p>	<p>事前審査の結果を連絡します（審査結果は口座開設の可否のみの連絡となり、審査結果理由などの問い合わせには回答できませんのでご了承ください）。</p> <p>口座開設の申込手続きについて説明します。</p>
<p>申込手続き</p>	<p>1.当社から受託者の自宅に申し込みに必要な書類の送付</p> <p>① 信託口座「eダイレクト預金〈家族信託預金特約〉」申込手続きについて ② 受託者によるeダイレクト預金〈家族信託預金特約〉取引に関する同意書 ③ 本人確認書類について（個人預金用） ④ 請求書（eダイレクト預金〈家族信託預金特約〉口座開設手数料） ⑤ 返信用封筒 ⑥ 「eダイレクト預金〈家族信託預金特約〉」の振り込みに関する留意事項</p> <p>2.上記1、②「受託者によるeダイレクト預金〈家族信託預金特約〉取引に関する同意書」について、受託者にて内容確認、同意</p> <p>3.受託者にて「eダイレクト預金口座開設申込書兼特定取引を行う者の届出書」の作成手続き。 当社ウェブサイトのeダイレクト預金『口座開設』画面にて、受託者にて必要事項を入力。 「eダイレクト預金口座開設申込書兼特定取引を行う者の届出書」の作成、印刷※。 ※ウェブサイトの手続きにより作成した書面（pdf）を受託者にて印刷していただきます。 なお、スマートフォンの『口座開設』では申し込みできません。</p> <p>4.申込書類のご返送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記2.の「受託者によるeダイレクト預金〈家族信託預金特約〉取引に関する同意書」 ・上記3.の「eダイレクト預金 口座開設申込書兼特定取引を行う者の届出書」 ・公正証書化された信託契約書の写し（全ページ） ・受託者の本人確認書類2通 ※対象書類はP3の【本人確認書類について（個人預金用）】参照。 ・受託者のマイナンバー(個人番号)を確認できる書類（任意提出） <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー(個人番号)カードをお持ちの方は「マイナンバー(個人番号)カード」のみ ・マイナンバー(個人番号)カードをお持ちでない方は「通知カード※」もしくは住民票の写しおよび「本人確認書類」（P3の【本人確認書類一覧表（個人預金用）】）をご確認ください <p>※2020年5月25日以降に記載事項（住所・氏名など）に変更が生じた場合、届け出に利用できません。</p>
<p>口座開設 手数料の 振り込み</p>	<p>送付した請求書（eダイレクト預金〈家族信託預金特約〉口座開設手数料）に基づき、期限までに口座開設手数料をお振り込みください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期限までに振り込みを確認できない場合、口座開設ができない場合があります。 ・支払いいただいた口座開設手数料は返金いたしません。
<p>利用開始</p>	<p>申込書類の完備および口座開設手数料の入金を確認後、1週間から10日程度で受託者の自宅あてに口座を利用いただく際に必要な「お客様カード」「口座利用仮パスワード」「ご利用ガイド」を郵送します。</p> <p>「お客様カード」および「お客様カード」を郵送する際の台紙には、口座番号、ログイン時に使用する仮パスワード、各種手続きの際に使用する確認番号などが記載されていますので大切に保管してください。</p>

本人確認書類について(個人預金用)

aまたはbどちらかの方法で、本人確認書類を2点ご提出ください。

a 【1】の書類からいずれか2点

b 【1】の書類からいずれか1点+【2】の書類からいずれか1点の合計2点

氏名、生年月日、自宅住所が記載されている書類			
本人確認書類	形式	必要事項	注意
マイナンバー(個人番号)カード(※1)	コピー	表面のみ	有効期限内 ・本人確認書類として使用するのは表面のみです。
運転免許証 または 運転経歴証明書		表裏両面	有効期限内 ・外国籍の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」を本人確認書類に必ず含めてください。 ・外国籍の方は、永住者または特別永住者の方に限ります。
在留カード または 特別永住者証明書			
日本政府発行のパスポート		「顔写真のページ」と「所持人記入欄(住所記載)のページ」	有効期限内 ・2020年2月4日以降に申請されたパスポートは「所持人記入欄(住所記載)」のページが無い場合、本人確認書類として利用できません。
各種健康保険証		「氏名、生年月日、自宅住所」が確認できるページ	有効期限内 ・住所が未記入の場合は、書類原本の住所欄に自宅住所を記入のうえ、コピーしてください。 ・保険者番号、被保険者等記号・番号は塗りつぶしてください。(※2)
各種年金手帳(※1) または 各種福祉手帳 (母子健康手帳を含みます)			有効期限内 ・住所が未記入の場合は、書類原本に自宅住所を記入のうえ、コピーしてください。 ・基礎年金番号、障害名、障害等級は塗りつぶしてください。(※2) ・各種手帳は表紙もコピーしてください。
住民票の写し または 印鑑証明書	原本	・「写し」はコピーのことではありません。	発行日より6カ月以内の原本 ・「住民票」の本籍地、住民票コード、個人番号は塗りつぶしてください。(※2)

・各書類のコピーは、「有効期限」や「公安委員会印」などの部分を含め、鮮明になるようにご注意ください。

※1 マイナンバーの「通知カード」ならびに「基礎年金番号通知書(単体)」は、本人確認書類として利用できません。

※2 「塗りつぶしてください」と明記された事項以外を、塗りつぶし等しないでください。

氏名、自宅住所が記載されている書類			
補完書類	形式	必要事項	注意
公共料金(電気、ガス、水道、電話(携帯電話は除く)、NHK)領収証書	原本	氏名、自宅住所ならびに領収日付の押印または発行年月日の記載があるもの ・「領収証書」は、領収印がある等、領収した事実が確認できるものをお送りください。	作成・発行から3カ月以内の原本 ・領収日付のない「お知らせ」「請求書」は利用できません。 ・クレジットカード会社が発行する「領収書」「明細書」は利用できません。
国税または地方税の領収証書または納税証明書	コピー		作成・発行から6カ月以内のもの ・領収日付のない「納税通知書」は利用できません。
社会保険料の領収証書			

【留意事項】

- ・ 未成年者または成年被後見人の名義で口座を開設する場合は、親権者(原則、共同親権行使)または成年被後見人がその法定代理人として手続きをする必要があります。その場合、名義人に加え、法定代理人の本人確認書類も提出が必要です。
- ・ 提出いただいた確認書類は返却しません。
- ・ 不正口座の開設・利用は法律で禁止されています。架空名義、借名での口座開設はできません。
また、他人の確認書類、偽造・改ざんした確認書類、上記【1】表の※2で「塗りつぶしてください」と明記された事項以外が塗りつぶし等されている確認書類、不鮮明な確認書類による申し込みは受け付けできません。
- ・ 不正口座の開設・利用が判明した場合は、直ちに口座の利用停止や解約等の措置をとり、法令に基づき当局へ通報します。